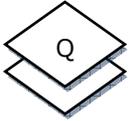




労働相談Q & Aで解決！

労災申請②



仕事中に怪我をしたため受診したところ、病院で労災の書類を作成するように言われましたが、会社が事業主証明に協力してくれません。

A 会社が拒否するなど事業主証明が得られなくても、労災保険給付の請求はできます。まずは、事業所の所在地を所管している労働基準監督署に相談しましょう。

解説はこちら

- 労災保険制度は、労働者が業務上の事由や通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、不幸にも亡くなられたりした場合に、被災労働者や遺族に対して必要な給付を行う制度です。
- 労災保険給付の請求書の記載事項は、保険給付の種別ごとに定められており、それぞれの請求書には事業主証明欄が設けられています（労災保険法施行規則第12条等）。事業主は、請求書に災害の原因や状況などについて証明したうえ、記名し、被災労働者またはその遺族がスムーズに給付手続きを行い、給付を受けられるよう協力する義務があります（労災保険法施行規則第23条）。
- この事業主証明については、民事上の損害賠償請求などを心配して、事業主が証明を拒否する事例も見受けられます。
- しかし、労災保険法は、「業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う」（労働者災害補償保険法第1条）ことを目的としている趣旨から、実務上は、事業主証明がなくても請求書を受け付けるという取扱いがなされています。
- その場合、労働基準監督署では、事業主に対して証明を拒否した理由を記載した文書の提出を求めるなど、事業主に対する事情聴取等の調査を行います。

どうすれば？

- 事業所の所在地を所管している労働基準監督署に相談しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署 (管轄区域: 都留及び鯉沢労働基準監督署管轄以外の地域)

電話 055 (224) 5619 **【労災】**

都留労働基準監督署 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181